

「 個人情報に関する取扱いについてのお願い 」

標記につきまして平成17年4月に「個人情報の保護に関する法律」が施行されました。

本宗でもこれに対応するため平成17年7月1日制定し、下記の通り「浄土宗個人情報保護指針」を発表いたしました。

つきましてはご依頼にかかわり明示いたしました各情報等につきまして、法律や関係各省庁の取り扱い指針に基づき適切にお取り扱い頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

浄土宗個人情報保護指針

本宗は、基本的人権の擁護に鑑み、社会的当為として本宗が保有する個人情報及び特定個人情報（以下「個人情報」という。）の適正な取扱いの確保並びに個人情報の開示、訂正及び削除を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益保護及び宗政の公正かつ適正な運営を目指すものである。

(責任)

本宗は、個人情報の保護に関し必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに宗内の意識の啓発に努める。

本宗の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

(定義)

個人情報とは生存する個人に関する情報で、個人が識別され、又は識別され得るものをいう。

(制限)

本宗が個人情報を収集しようとするときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集する。

(提供)

個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又は個人情報の適切な取扱いについて必要な措置を講じることがを求める。

(委託)

個人情報取扱事務を委託しようとするときは、当該個人情報を保護するために必要な措置を講じる。

個人情報取扱事務の委託を受けた者に、受託した業務及び当該業務に関する個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるように指導する。

(管理)

個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努める。

個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために個人情報管理責任者を置く。

保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去するよう努める。ただし、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

(開示及び訂正等)

自己の個人情報の開示を求められたとき、また開示を受けた自己の個人情報の内容の中に、事実についての誤りがあると認めるときは、その訂正等（追加又は削除を含む。）について適切に対応する。

(苦情及び相談処理)

個人情報の取扱いに関して苦情及び相談の申出があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するよう努める。

平成17年7月1日 制定

平成28年4月1日 改定